



受動喫煙の防止について

健康増進法第25条では、「多数の者が利用する施設の管理者は受動喫煙の防止に努めなければならない」と規定されています。

対象となる施設

この規定の対象となる施設として、次の施設が明記されていますが、明記されている施設以外でも多数の方が利用する施設はこの規定の対象となります。

学 校	百貨店	ホテル，旅館等の宿泊施設
体育館，屋外競技場	事務所，商店	遊技場，娯楽施設
病 院	官公庁施設	鉄軌道駅，鉄軌道車両
劇 場	飲食店	バスターミナル，バス
観覧場	金融機関	航空旅客ターミナル，航空機
集会場	美術館，博物館	旅客船ターミナル，旅客船
展示場	社会福祉施設	タクシー

具体的な受動喫煙防止の方法

具体的な受動喫煙防止の方法については、平成22年2月25日付けの厚生労働省健康局長通知で、次のように示されています。

多数の者が利用する公共的な空間は、原則として全面禁煙であるべき。

- ・ 全面禁煙を行っている場所はその旨を表示し、周知を図る。
- ・ 来客者等にも理解と協力を求める。

健康局長通知の「全面禁煙」は建物内(屋内)禁煙をさします。ただし、子どもの利用が想定される場所では、屋外であっても、受動喫煙防止のための対策を行うことが求められています。

全面禁煙が極めて困難な場合

施設の規模・構造，利用状況等により全面禁煙が極めて困難な場合は、当面の間，喫煙可能区域を設定する等の対策に努める。

- ・ 喫煙可能区域を設定する場合は、「分煙効果判定基準策定検討会報告書(裏面参照)」等を参考に、たばこの煙が非喫煙場所に流れ出ないなど適切な措置に努める。
- ・ 施設内の禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示し、周知を図る。
- ・ 来客者等にも理解と協力を求める。
- ・ 喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入らないようポスターなどで注意喚起する。
- ・ 将来的には全面禁煙とすることを目指す。

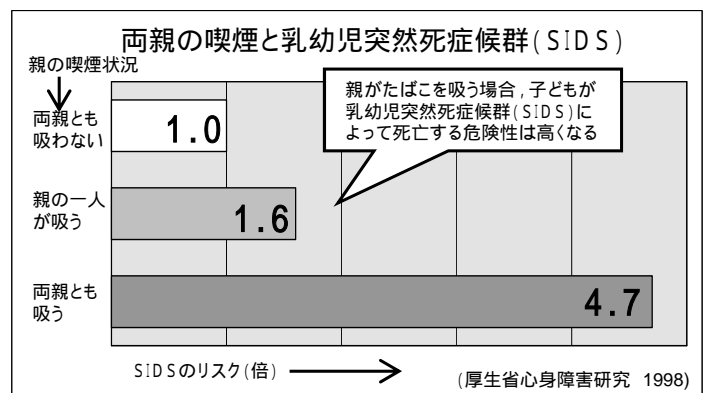
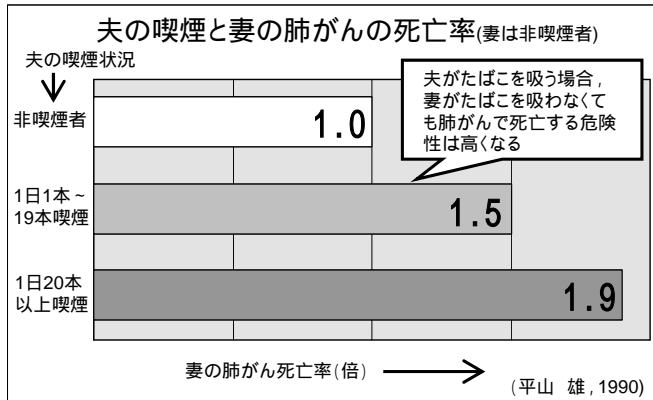
健康増進法第25条及び上記の健康局長通知に関する罰則規定はありませんが、施設を利用される方、施設で働く方々の健康のために、受動喫煙の防止対策について、ご理解とご協力をお願いします。

Q. 受動喫煙とは？

A. 自分の意思に関係なく、他人のたばこの煙を吸わされることをいい、受動喫煙によってたばこを吸わない人の健康に悪影響を与えることが科学的に明らかにされています。急性影響として頭痛や、眼、鼻、喉の不調を引き起こすほか、次のような重大な疾患の原因ともなります。

受動喫煙によって罹患リスクの高くなる主な病気

- ・肺がん ・副鼻腔がん ・心疾患（狭心症，心筋梗塞） ・肺炎，気管支炎 ・ぜんそく
- ・乳幼児突然死症候群(SIDS) ・低体重出生，早産 ・咳，たんなどの呼吸器症状



健康増進法第25条（受動喫煙の防止）

学校，体育館，病院，劇場，観覧場，集会場，展示場，百貨店，事務所，官公庁施設，飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は，これらを利用する者について，受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において，他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平成15年5月1日施行)

分煙効果判定基準策定検討会報告書(平成14年6月)の概要

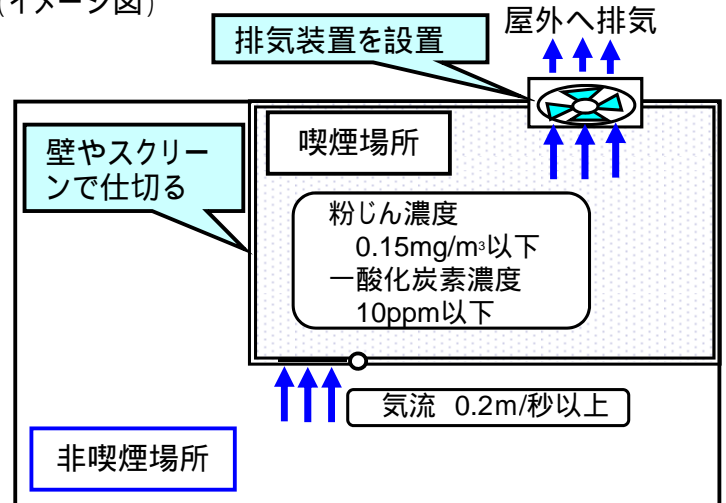
効果的な分煙の方法

喫煙場所と非喫煙場所を確実に仕切る。
排気装置(換気扇など)を設置し，喫煙場所の空気は屋外へ排気する。
次の分煙効果の判定基準を維持する。

分煙効果の判定基準(有効な分煙条件)

- ・喫煙場所の粉じん濃度は， $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下とし，かつ，非喫煙場所の粉じん濃度が喫煙によって増加しない。
- ・喫煙場所の一酸化炭素濃度を10ppm以下とする。
- ・非喫煙場所から喫煙場所方向へ $0.2\text{m}/\text{秒}$ 以上の空気の流れを確保する。

(イメージ図)



詳しくは，厚生労働省ホームページをご覧ください。 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/06/h0607-3.html>

生活衛生資金の貸付

飲食店や旅館等の生活衛生関係の事業を営む方が，受動喫煙防止対策を実施する場合に日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫)の生活衛生資金の貸付が受けられます。

詳しくは日本政策金融公庫のホームページをご覧ください。直接下記支店あてお問い合わせください。

<http://www.k.jfc.go.jp/> 日本政策金融公庫 仙台支店(022-222-5171) 石巻支店(0225-94-1201)

受動喫煙の健康影響や受動喫煙防止対策に関する詳しいことについては，宮城県の「たばこと健康」のホームページをご覧ください。 <http://www.pref.miyagi.jp/kensui/Kkenko/tabakomain.htm>

宮城県保健福祉部健康推進課 TEL 022-211-2623
 仙台市健康福祉局健康増進課 TEL 022-214-8198
 または，お近くの保健所へ